

12月3日～9日は障害者週間です

誰もが暮らしやすいまちにするためにわたしたちでできること

近年、障がいのある人の生活を社会や地域で支えているという取り組みが始まっている一方、障がいに関する理解が十分でないことから、障がいのある人に対する差別や偏見が存在することも事実です。障がいや、障がいのある人に対する理解を深めましょう。

障がいのある人は町内にどれくらいいる？

町内には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が約1800人暮らしています。これは町の人口の約6.7パーセントに相当します。(平成30年10月末時点) このほかに、発達障がいや難病などにより、手帳を持っていないけれども何らかの「生きづらさ」を抱えて生活している人がいます。

障がいを理解し、一人ひとりに合ったサポートを

聴覚・言語障がいのある人

聴覚障がいのある方の会話には、手話、指文字、筆談、口話、読話や身振り手振り、図・イラストを使うなどの工夫をしましょう。人によってコミュニケーション方法が異なるので、どのような方法が良いか、本人の意向を確認しましょう。



知的障がい・精神障がいのある人

同じことを繰り返し尋ねたり、理解するのに時間がかかったりするため、簡単なメモを渡したり、図やイラストで伝えるなどの工夫をしましょう。



視覚障がいのある人

「あちら」「これ」などの指示語では「どこか」「何か」が分かりません。場所は「30cm右」「2歩前」、物は「●●くらいの大きさ」など、具体的に説明しましょう。また、誘導を頼まれたときは服をつかんでもらい、半歩先を歩きましょう。



車いすの人

段差や狭い通路で困っていたら、声を掛けて手伝いましょう。また、車いすの方と話をするときは立ったままだと威圧的な印象を受け取られてしまいます。できるだけ同じ目線で会話をするようにしましょう。



障がいのある人に対する差別とは

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重しながら共に生きる社会を目指し、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、不当な差別的取り扱いをすること、合理的配慮をしないことが差別だとしています。

不当な差別的取り扱いとは、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだから店に入れないことなどです。これらは、障がいのない人とは違う扱いを受けているので、不当な差別的取り扱いといえます。

合理的配慮をしないこととは、聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある人にわかりやすく説明しないことなどです。これらは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えていくのに、障がいのある人には情報を伝えていないこととなります。

障がいの特性や程度、性別、年齢などにより求められることは一人ひとり違ってくるので、困っている様子を見かけたり、配慮を求められたときは、できる限り力になるように心がけましょう。負担が大きくてできない場合は、相手にきちんと説明して分かってもらうことが大切です。

できることから始めよう

障がいのある人が困っているとき、「どうしたらいいかわからない」、「私にはできないかもしれない」とためらう場面があるかもしれませんが、専門的な知識や経験がなくても簡単な援助をすることはできます。

困っているかどうか判断できないときでも、勇気を出して「何かお手伝いしましょうか?」と声を掛けてみてください。

障がいの程度はさまざまですが、サポートの方法も状況によってさまざまですが、一人ひとりの声に耳をかたむけ、「その人」を知ることが、差別をなくす第一歩となります。

～気づいたあなたは支えになれる～ ヘルプマーク・ヘルプカード 知っていますか？

「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を配付しています。

▶配付対象者 【ヘルプマーク】

外見からは配慮や援助が必要と分かりにくい方
※ヘルプマークの配付は1人につき1つです。
※ヘルプマークの趣旨に沿った、適切な利用をお願いします。

【ヘルプカード】

障がいなどがあり、周囲から手助けが必要な方

▶配付場所

福祉課・保健福祉課(ふれあいセンター福寿)
札内支所・糠内出張所

☎福祉課障がい福祉係(☎54-6612)

ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が着用することで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。ヘルプマークを見かけたら、列車やバスで席を譲る、困っていれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプカード

障がいのある方などの中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。手助けが必要なのに、「コミュニケーションに障がいがあり、そのことを伝えられない人」「困っていることを自覚していない人」もいます。

ヘルプカードは、障がいのある方などが普段から持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などに提示することで、手助けを求めるものです。



「発達障がいってなんだろう？」 発達障がい理解促進パネル展

▶開催期間 12月3日(月)～12月7日(金)
午前8時45分～午後5時30分
▶展示場所 幕別町役場1階ロビー

発達障がいは脳の働きの違いと言われています。その違いを外からは見ることができないため、発達障がいのある方は、「どこがどんな風に障がいなのか分からない」、「障がいがあるようには見えない」というように思われることがあります。

このような発達障がいの様々な特性、支援方法やコミュニケーションの取り方など、発達障がいへの理解を深めましょう。 ☎福祉課障がい福祉係(☎54-6612)

障がいに関すること なんでも相談してください

相談支援事業所は事業者としてのネットワークを生かし、障害者相談員の方は豊富な経験から、障がいのある方やその家族の様々な相談に応じています。不安や悩みなどをお気軽にご相談ください。

障がいのある人への虐待に気付いた人は、町の担当窓口に通報することが義務付けられています。虐待に気付いたらすぐに連絡をしてください。

☎福祉課障がい福祉係(☎54-6612)

◆町内の相談支援事業所

事業所名	電話番号
ひまわりの家	0155-66-4509
ミラータイム	0155-66-4681
ひかり	0155-67-1733
タッチあいあい	0155-56-2452
笑心。	0155-66-4741
幕別あすなろ会	0155-56-8901
基幹相談支援センター (福祉課障がい福祉係内)	0155-54-6612

◆身体障害者相談員 佐藤 文子 0155-56-3635
◆知的障害者相談員 佐藤 恵子 0155-54-3077